

媒介条件表

2025年10月6日現在

媒介の種類	融 資 利 率（年利）＊1	返 済 方 式	返済期間/返済回数	媒介手数料
証書貸付の媒介（＊2）	6.0～15.0%	元利均等返済（ボーナス併用返済は不可） 一括返済（翌月一回払い、元金据え置き一回払い（最長据え置き3か月））	最長5年 /1回～60回	契約者が支払う手数料はありません。 （融資元会社が収受する利息相当額の10％相当を、融資元会社が媒介業者へ支払うものとします）

＊1 1年365日(うるう年は366日)による日割計算
＊2 2025年10月7日より開始

＜当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関＞
名 称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15